

平成25年度

海外食品衛生関連法令調査 報告書

台湾「食品用器具、容器、包装の衛生規格」

平成26年3月

一般社団法人 日本食品機械工業会
安全衛生企画委員会

はじめに

食品機械が満たすべき衛生設計要求は、主に「洗浄・殺菌し易さ」「無毒性」「耐久性」「アクセス・確認し易さ」「耐侵入性」「制御信頼性」等があります。これらの項目は食品衛生法等の法令要求であるが、“食品衛生法”では「無毒性」に関する事項のみ詳細な内容が明記されます。このような傾向は、他の国々の法令にもあてはまります。

食品衛生法における「無毒性」の要求は“器具及び容器包装”が定め、テスト方法、規制対象物質、溶出限界値等がそれぞれ定められています。欧米では、使用可能なモノマー、添加剤などのポジティブリストを併せて定めます。

これらの規制は、日本をはじめ欧米各国においても強制法規であり、違反する場合は回収命令が出されるが、規制対象物質、試験方法等の内容は各国でそれぞれ異なります。コーデックスは世界標準としての参考を示しますが、現在の所、各国で統一されていません。そのため輸出の際は、対象国が定める試験を受け、適合性を証明しなければなりません。

金属材料については、ミルシートを材料メーカから得れば良いので、機械メーカにとってそれほど負担にならないでしょう。しかし高分子材については、無毒性を証明するための試験要求が年々複雑になっています。各高分子製品製造メーカが試験を行い証明書を取っていれば、機械メーカはその証明書のコピーを得るだけで済みます。原料であるモノマーを製造するメーカは、ほぼ全て適合証明書を取っています。しかし、ポリマーの製品を提供するメーカは、国内法の試験は行うが、海外の主要規制に基づくテストまで行っている所は、ほとんど見当たりません。欧州法令適合製品ですら国内で探すことは困難を極めるのが現状です。

近年、欧米のみならずアジアでも、これら関連法令の厳格化が広がっており、台湾でも適合証明の提出を求めるユーザが増えているとの情報を得ました。そこで当委員会では、我が国と関係が深い台湾の規制調査を行いましたので、その結果を皆様へご報告いたします。

まお本調査では、台湾と併せてタイの関連法令も調査しました。しかしタイではまだ独自の材料規制は制定しておらず、「コーデックスへの準拠を求める」との対応が一般的、との結果を得たことをここに付加してお伝えします。

本書が皆様のご参考になりましたら幸甚です。

平成 26 年 3 月

一般社団法人日本食品機械工業会
安全衛生企画委員会
委員長 品川士郎